

## 工事等施工に必要な資格について

本資格は、現在運行区間（多摩センター～上北台）で工事等をする場合に適用されるものです。  
延伸区間（上北台～No.7 駅）の当社工事等をする場合には適用されません。今後、延伸区間において当社工事等に必要となる資格が発生する場合は、別途ご案内します。

多摩都市モノレール株式会社では、作業の安全、列車運行の支障及び旅客、公衆に対する障害の防止を目的とし、工事受注者および保守管理受託者の皆様に、「モノレール工事認定者」資格を取得して頂いております。資格取得には、当社が開催する講習会を受講し、運転考査、精神作業素質検査、医療適性診断書の基準を満たして頂く必要があります。

詳細につきましては、下記の『1.モノレール工事認定者の配置が必要な作業』『2.モノレール工事認定者資格取得条件』『3.工事を行うにあたって必要な資格』『4.工事契約の流れ』をご参照ください。

### 記

#### 1. モノレール工事認定者の配置が必要な作業

認定者の配置を必要とする作業は以下の（１）～（７）のとおりです。

- （１）線路閉鎖・停送電を必要とする作業における「線路閉鎖・停送電作業責任者」
- （２）列車監視員の配置を必要とする作業における「列車監視作業責任者」
- （３）可動式安全柵の操作を伴う作業における「可動式安全柵作業責任者」
- （４）列車無線の操作を伴う作業における「列車無線作業責任者」
- （５）転てつ器操作者
- （６）上記の他、設備管理所長が列車の運行に関する知識が必要と判断した作業の責任者
- （７）（１）～（４）、（６）のうち１件の作業で現場が複数ある場合の「作業指揮者」

※認定者は（１）～（７）を兼任できる

#### 【補足】

- （１）線路閉鎖・停送電作業責任者  
線路閉鎖・停送電作業において列車運行に関する責任を負い、当該作業による列車運行支障を防止するために作業を管理する者。
- （２）列車監視作業責任者  
分岐橋及びトンネル・掘割区間の通路内、軌道階等の列車監視者の配置を必要とする作業において列車運行に関する責任を負い、当該作業による列車運行支障を防止するために作業を管理する者。
- （３）可動式安全柵作業責任者  
可動式安全柵の操作を伴う作業において列車運行に関する責任を負い、当該作業による列車運行支障を防止するために作業を管理する者。

(4) 列車無線作業責任者

列車無線の操作を伴う作業において列車運行に関する責任を負い、当該作業による列車運行支障を防止するために作業を管理する者。

(5) 転てつ器操作者

自ら転てつ器操作を行い、転てつ器転換による事故防止について責任を負う者。

(6) 上記の他、設備管理所長が列車の運行に関する知識が必要と判断した作業の責任者

(1)～(5)のほか、設備管理所長が列車運行に関する知識が必要と判断した作業において列車運行に関する責任を負い、当該作業による列車運行支障を防止するために作業を管理する者。

(7) 作業指揮者

各種責任者の管理の元、工事作業を指揮し、工事作業に関する責任を負う者。

## 2. モノレール工事認定者資格取得条件

次の(1)～(3)の全ての基準に適合することが必要です。

(1) 次のア～イのいずれかの条件を満たす者

ア 工事等現場での実務経験を5年以上有すること

イ 当社工事等現場での実務経験を3年以上有すること

(2) モノレール工事認定者講習会を受講し、運転考査、精神作業素質検査（内田式クレペリン検査）にて基準を満たす

(3) 医療適性診断書が次のア～オの全てを満たす

ア 視力 各眼0.3以上かつ両目0.7以上（裸眼若しくは矯正視力）

イ 色覚 正常であることまたは色彩（赤黄青）が識別できること

ウ 聴力 各耳とも1000(Hz) 40db以内、4000(Hz) 65db以内の音域が聴取できること

エ 言語 問診において異常がないこと

オ その他医師所見 問題のないこと

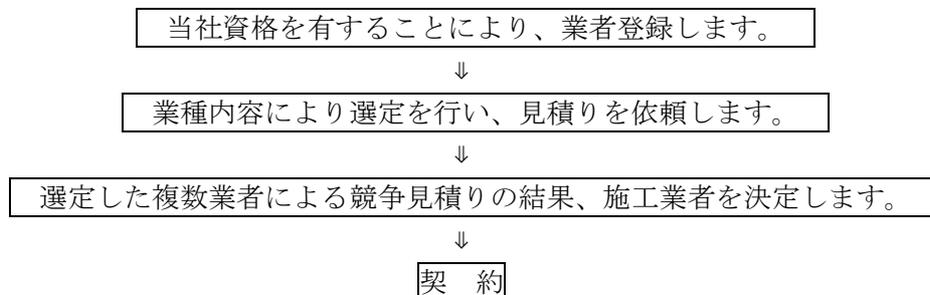
## 3. 工事を行うにあたって必要な資格

① 監理技術者又は主任技術者を配置することができる会社であること。なお、監理技術者又は主任技術者は、現場作業中においては現場常駐が求められます。

② 一定規模以上の工事については、東京都の「競争入札参加有資格者名簿」に登載されている必要があります。

## 4. 工事契約の流れ

基本的な工事の契約・業務の流れについては、以下のとおりです。



— 以上 —

お問合せ先

多摩都市モノレール(株) 講習会事務局

担当：遊佐、二橋、泉田、水野

TEL : 042-526-7821 (直通)